

平成26年山形村議会第2回臨時会

議事日程（第1号）

平成26年11月25日（火曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

開議宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

自 平成26年11月25日

（1日間）

至 平成26年11月25日

日程第 3 村長あいさつ

日程第 4 諸般の報告

《提案説明、質疑、討論、採決》

日程第 5 議案第39号

日程第 6 議案第40号

日程第 7 議案第41号

日程第 8 議案第42号

日程第 9 議案第43号

日程第10 議案第44号

日程第11 閉会中の継続審査の申出について

日程第12 閉会宣告

出席議員（11名）

1番 大池俊子君

2番 上条浩堂君

3番 新居禎三君

5番 小林武司君

6番 籠田利男君

7番 増澤武志君

8番 大月民夫君

9番 西牧一敏君

11番 赤羽千秋君

12番 三澤一男君

13番 平沢恒雄君

欠席議員（1名）

10番 竹野入恒夫君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 百瀬久君

副村長 中村俊春君

総務課長 中村康利君

建設水道課長 赤羽孝之君

保健福祉課長 塩原美智代君

総務課主幹 上條憲治君

事務局職員出席者

事務局長 籠田佐知子君

書記 児玉佳子君

◎開会の宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

これより、平成26年第2回山形村議会臨時会を開会いたします。

傍聴人に申し上げます。議会会議規則によりまして、撮影、録音等を行うことは禁止されています。なお、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員が欠席ですが、定足数に達しておりますので、直ちに本会議に入ります。

出席要求者から欠席届が提出されております。山口教育長は公務出張のため欠席です。

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、8番・大月民夫議員、9番・西牧一俊議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（平沢恒雄君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る11月20日開催の議会運営委員会において、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認めます。よって、本議会の会期は、本日1日と決定しました。

◎村長招集あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 日程第3、村長より招集のあいさつを願います。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、招集のごあいさつを申し上げます。秋が深まり、初冬の朝夕の寒さであります。また、本日は雨が降りまして、また一段と寒さが心配されるところでございます。

先日、21日に安倍首相は衆議院解散総選挙を表明いたしました。今回の解散総選挙は消費増税の延期とアベノミクスの成果の確認、継続を問うものとのことであります。私は、自民党政権になり、アベノミクスによってデフレ対策が進み、経済の安定化を期待するところでありましたが、結果は、消費税8%と円安株高の影響で海外企業、大手企業のみが好調で一般住民への生活の向上が感じられない。当初のもくろみが外れるような状況だったと思っております。

反面、日本の権威の向上や外交政策のよい面も見られ始めましたが、あまりにも性急に進めた内閣改造もこけた形になってしまい、そのような中の環境での解散でありますので、先週、長野県町村会としましても、国への要望書を決議し、提出してまいりましたが、各省がきちんと予算の確定をし、実行していただけるか不安なものを感じております。

村におきましては、年間計画に従いまして、26年度の実施計画のヒアリングを行い、向こう3年間の中期計画を立て、平成27年度への予算の策定に入りました。今年、山形村は開村140周年の節目でありましたので、山形村の元気を前面に出して、活動を展開してまいりました。皆様のご協力により、大きな事業計画は終了し、予定をしていた山形村の元気を出すことができましたことに感謝申し上げます。来年は、新たな目標といたしまして、さらに10年先を見た開村150周年に向けた視点

でのスタートを切ることを考えております。

さて、本日ここに平成26年山形村議会第2回臨時会を招集しましたところ、竹野入議員を除く議員の皆様には全員のご出席を賜りまして開催できますこと、心より御礼申し上げます。今議会は、定例議会前の臨時会であります。このたび、人事院勧告により職員、特別職と議員の給与の改定がありました。12月の定例議会では、12月からの改定が困難になりますので、先行して臨時議会として招集させていただきましたので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

結びに新議員の皆様方におかれましては、常時住民生活の向上に務められ、議員活動の弾みがついてきたころかと思われまします。これから年末に向かいまして、寒さが厳しくなっておりますので、どうか健康には十分留意され、愛する郷土山形村の発展のためにご尽力をいただきますよう、心からご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（平沢恒雄君） 日程第4、諸般の報告を行います。

説明員の出席要求につきましては、議会事務局から報告させます。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

◎議案第39号～議案第44号

○議長（平沢恒雄君） 日程第5、議案39号から日程第10、議案第44号までを一括して議題とします。

書記をして各議案の朗読を行います。

児玉書記。

（事務局書記朗読）

ただいま一括議題としました、議案第39号から議案第44号について、村長の提案説明を求めます。

百瀬村長。

（村長 百瀬 久君 登壇）

○村長（百瀬 久君） 議案第35号から議案第41号までは、人事院勧告に関する給料、手当等改正議案と議案第42号から議案第44号までの一般会計、特別会計の補正予算の議案につきましては関連がございますので、一括して提案申し上げます。

まず、議案第39号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明を申し上げます。

地方公務員法第14条第1項の規定によりまして、給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するよう、随時適当な措置を講じなければならないとされています。平成26年度において、人事院勧告が出された内容を踏まえて、一般職の給与、月額、通勤手当、勤勉手当の改定を行うものでございます。世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、広い範囲の号俸について引き上げを行い、改定率は平均0.3%となっております。若年層は初任給の引き上げを行う反面、3級以上の級の高位号俸、50代後半層の職員については据え置き措置となっております。通勤手当につきましては、民間の支給状況を踏まえ、主要距離区分に応じた引き上げでございます。人事院勧告では、通勤距離の区分に100円から7,100円までの引き上げとなっておりますが、山形村の通勤手当の状況につきましては、集中改革プランにより、規定の手当額が長い間、減額措置をされておりましたので、今回の改定を機会に人事院勧告の示す規定額とするものです。

期末勤勉手当につきましては、人事院勧告に基づき、民間との支給割合との均衡を図るため、0.15月分を引き上げ、現行の年間3.95月から4.10月に改訂するものであります。実施時期についてであります。俸給表、期末勤勉手当につきましては、条例改正公布日となりますが、通勤手当につきましては、平成27年4月1日からの施行としております。期末勤勉手当につきましては、26年度においては、12月支給分で0.15カ月引き上げますが、27年度以降は、引き上げ分を6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.075カ月を振り分けるものです。

次に、議案第40号は特別職の職員で常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。先ほど、説明申し上げました議案第39号の一般職に準じまして、期末手当を0.15カ月分引き上げる内容となっております。情勢適應の原則に沿って、常勤の特別職の職員に支給する期末手当を引き上げる措置を講ずるため、必要な改正を行うものです。

次に、議案第41号は議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

改正理由及び改正内容につきましては、前述いたしました、議案第40号と同様に期末手当の0.15カ月分を引き上げるものでございます。

続きまして、議案第42号、平成26年度山形村一般会計補正予算第3号の提案説明を申し上げます。一般会計の補正予算第3号は歳入歳出の補正をするものです。第1条の歳入歳出の予算補正は、歳入歳出に1,225万9,000円を追加し、補正後の予算規模は33億6,303万円となっています。主なものを申し上げますと歳入予算では、地方特例交付金に140万9,000円。地方交付税の普通交付税に735万円。県支出金に350万円を追加いたしました。歳出予算では、人事院勧告に基づく差額支給等により、議員、特別職の職員、職員の人件費について各費用の追加計上をしたほか、衆議院議員選挙費に353万2,000円を新たに計上いたしました。詳細につきましては、補正予算及び補正予算に関する説明書のとおりであります。

次に、議案第43号でございますが、人事院勧告に伴う人件費の補正について、一般会計と同様に介護保険特別会計補正予算第2号として、歳入歳出にそれぞれ24万7,000円を追加提案するものです。

次に、議案第44号でございますが、人事院勧告に伴う人件費の補正分として、水道事業会計補正予算第1号として、収益的支出として17万7,000円を計上するものです。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君）　ここで、議案審査についてお諮りします。

去る、11月20日開催の議会運営委員会において、今回の議案については、委員会負託を省略し、議会、全員協議会を開催して、細部についての補足説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君）　ご異議ないものと認めます。よって、本日の提出議案は委員会負託を省略し、議会全員協議会において補足説明を受けることに決定いたしました。

ここで、休憩いたします。

（午前　9時15分）

○議長（平沢恒雄君）　休憩を閉じ、会議を再開します。

（午前10時05分）

○議長（平沢恒雄君） 最初に議案第39号について、質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に
行います。質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（平沢恒雄君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第39号「一般職の職員の
給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに
決定しました。

次に、議案第40号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に
行います。

質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ご
ざいませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（平沢恒雄君） ご異議ないものと認め、これより採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（平沢恒雄君） 起立全員であります。よって、議案第40号「特別職の職員で
常勤の者等の給与に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可
決することに決定しました。

次に、議案第41号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第41号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第42号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第42号「平成26年度山形村一般会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第43号「平成26年度山形村介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号について質疑を行います。

質問事項が多項目にわたる場合でも一括して質問をしてください。答弁はその後に行います。

質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、これより採決をします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員は、ご起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(平沢恒雄君) 起立全員であります。よって、議案第44号「平成26年度山形村水道事業会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。

◎閉会中の継続審査の申出について

○議長(平沢恒雄君) 日程第11、「閉会中の継続審査の申出について」を議題とします。

議会運営委員長より、会議規則第75条の規定による、閉会中の継続審査・調査の申出書が、お手元に配布のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の継続審査・調査事項については、委員長申し出のとおり承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(平沢恒雄君) ご異議ないものと認め、委員長の申し出のとおり、閉会中もお継続審査・調査することに決定しました。

◎村長あいさつ

○議長(平沢恒雄君) 以上で、今臨時会の議事日程はすべて終了しました。

ここで村長よりあいさつがあります。

百瀬村長。

(村長 百瀬 久君 登壇)

○村長(百瀬 久君) それでは、閉会のごあいさつを申し上げます。今臨時議会におきまして、予定しておりました全議案をそれぞれ可決いただきました。無事閉会を迎えることができまして、どうもありがとうございます。今日、決めていただきました内容で12月より実施をさせていただきます。

また、特別職の手当につきましても、決議していただきまして、厚く御礼申し上げます。さらに今後、住民サービスに務めていくように行政を運営していきたいと思っております。

また、来年の4月から、今度は公務員給与の引き下げの案件が出てまいります。詳細は3月の議会で申し上げることになります。すべて村民の皆様からの税金によりますものでありますので、より住民サービスに傾注し、行政を取り組んでいく決意を申し上げて、閉会のごあいさつにさせていただきます。

議員の皆様におかれましては、先ほども申し上げましたが、寒さに向かい、健康にもご留意されまして、それぞれのお立場で今後のご活躍をご期待申し上げます。本日は大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

◎閉会宣告

○議長（平沢恒雄君） 以上で、平成26年第2回山形村議会臨時会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午前10時12分）